利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	十六億円	
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第四回）	二・九％	平成四十二年十一月二十日	百三十億円	
利付国庫債券（三十年）（第五回）	二・二％	平成四十三年五月二十日	二十五億円	
利付国庫債券（三十年）（第六回）	二・四％	平成四十三年十一月二十日	二十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第九回）	一・四％	平成四十四年十二月二十日	八十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第十三回）	二・〇％	平成四十五年十二月二十日	二十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第十五回）	二・五％	平成四十六年六月二十日	四億円	
利付国庫債券（三十年）（第十六回）	二・五％	平成四十六年九月二十日	七億円	
利付国庫債券（三十年）（第十七回）	二・四％	平成四十六年十二月二十日	三十億円	
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	二十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	二・三％	平成四十七年十二月二十日	三十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	五十億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	一億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十四回）	二・五％	平成四十八年九月二十日	二百億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十五回）	二・三％	平成四十八年十二月二十日	二百十九億円	
利付国庫債券（三十年）（第二十七回）	二・五％	平成四十九年九月二十日	百二十四億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	五十億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十一回）	二・二％	平成五十一年九月二十日	十億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百二億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十三回）	二・〇％	平成五十二年九月二十日	四百四十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十四回）	二・二％	平成五十三年三月二十日	五百九十八億円	
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	百十九億円	

○財務省告示第二百九十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十五年八月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百一回、第三百二回、第三百四回、第三百八回、第三百九回、第三百十回、第三百二十一回、第三百二十二回、第三百二十三回、第三百二十六回及び第三百二十七回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十一回、第五十五回、第五十七回、第六十六回、第七十三回、第七十六回、第七十八回、第九十六回、第百一回、第百五回及び第百六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五　募入決定の方法　各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

六　発行額　額面金額で二千九百九十一億円
内訳（別表のとおり）
三千二百十六億八千五百四十二万二千円

七　払込金額　五万円

八　最低額面金額　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　振替単位　平成二十五年八月二十六日

十　発行日　発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

十一　発行価格

$$\frac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$$

十二　利率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365